

令和3年3月9日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

緊急事態宣言延長に基づく協力要請について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県知事から次のとおり要請がありました。3月5日、政府は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を3月21日まで延長しました。これに伴い、神奈川県も、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を改定し、県内全域の飲食店等に対して、3月8日から3月21日までの間、法第45条第2項に基づき、5時から20時までの営業時間短縮（酒類の提供は11時から19時まで）を要請することとしました。

事業者の皆様への要請・働きかけ事項は、別紙「事業者の皆様へ」のとおりですので、貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

(要請の概要)

- ・飲食店等については、3月8日から3月21日までの間、5時から20時までの営業時間短縮（酒類の提供は11時から19時まで）を要請します。
- ・人が集まり飲食につながる可能性がある施設に対しては、特措法によらない、5時から20時までの営業時間短縮（酒類の提供は11時から19時まで）の協力をお願いします。

○ 知事メッセージ

http://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/covid19/210305_message.html

○ 特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/covid19/jiltushihoushin.html>

○ 県民や事業者の皆様に対する要請等の内容について

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/covid19-zitanyousei.html>

【参 考】 ※かけ間違いのないよう、ご注意ください。

● 新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル 0570-056774

音声案内につながります。

- (1) 感染の不安のある方、健康・医療に関すること、COCOA、濃厚接触者に関すること など
- (9) 協力金（第3弾・第6弾）に関すること
- (8) 協力金（第4弾）に関すること
- (7) 協力金（第5弾）に関すること
- (2) 営業時間短縮要請に関すること、大規模イベント開催の事前相談に関すること
- (3) 経営相談に関すること
- (4) LINE コロナお知らせシステム及びその他

受付時間

- (1) 無休（24時間）
- (2) 平日、緊急事態宣言発出中の土日祝日（午前9時から午後5時）
- (9) (8) (7) (3) (4) 平日（午前9時から午後5時）

● 協力金（第6弾）

- ・ コールセンター 045-330-4892
専用ダイヤル 0570-056-774（音声案内「9」を押す）
受付時間 月曜から金曜（祝日は除く）9時から17時

- ・ ホームページアドレス

http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin_6th.html

特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針

令和3年1月7日制定

令和3年2月2日改定

令和3年3月5日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

令和3年1月7日、特措法（以下、「法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態宣言を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、次により緊急事態措置等を行う。

1 措置を実施する期間

令和3年1月8日～3月21日

2 措置の対象とする区域

神奈川県全域

3 実施する措置の内容

(1) 県民の外出自粛

- 県民に対し、人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第45条第1項に基づき、生活に必要な場合（※）を除き、徹底した外出の自粛を要請する。特に、20時以降の不要不急の外出を自粛するよう強く要請する。

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

- 県民に対し、感染リスクが高まる「5つの場面」、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底を図る。

(2) 施設の使用制限、営業時間短縮の要請等

ア 営業時間短縮の要請

- 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店・カラオケ店（「別表1」に定める施設、以下「飲食店等」と

いう。) に対し、次のとおり要請するとともに、法第 24 条第 9 項に基づき、業種別ガイドラインを遵守するよう要請する。なお、デリバリー、テイクアウトによる営業は要請の対象外とする。

[1月8日から1月11日までの間]

横浜市内と川崎市内の酒類を提供する飲食店等に対し、法第 24 条第 9 項に基づき、5時から20時までの時短営業（酒類の提供は11時から19時まで）

[1月12日から3月7日までの間]

全県の飲食店等に対し、法第 24 条第 9 項に基づき、5時から20時までの時短営業（酒類の提供は11時から19時まで）

当該要請に応じない店舗に対しては、法第 45 条第 2 項の要請等、必要な措置を行う。

[3月8日から3月21日までの間]

全県の飲食店等に対し、法第 45 条第 2 項に基づき、5時から20時までの時短営業（酒類の提供は11時から19時まで）

当該要請に応じない店舗に対しては、令和 3 年 2 月 12 日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡を踏まえ、法第 45 条第 2 項の再度の要請及び同条第 3 項の命令等、必要な措置を行う。

イ 営業時間短縮の働きかけ

- 施設に人が集まり、飲食につながる可能性がある「別表 2」に定める施設については、5時から20時までの時短営業（酒類の提供は11時から19時まで）の協力について働きかけを行う。

ウ その他

- 感染の拡大につながるおそれのある一定の施設については、国の事務連絡に沿った施設の使用（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）の働きかけを行う。
- 上記以外の業種に対する施設の使用制限、時短要請等については、必要に応じて検討する。

(3) イベントの開催制限

- 事業者に対し、法第 24 条第 9 項に基づき、イベントの開催は、「別表 3」の基準に制限するよう要請する。なお、この制限は新規販売分に適用し、既存販売分には適用しない。

あわせて、20時までの時短営業や、参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知について働きかけを行う。

(4) テレワークの徹底等

- 事業者に対し、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、テレワークやローテーション勤務の働きかけを行う。
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制するよう働きかけを行う。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底の働きかけを行う。
- 基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう働きかけを行う。

(5) 大学や学校への要請

- 法第24条第9項に基づき、大学や学校に対し、学生、生徒への基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう要請する。あわせて、「感染防止のための所要の措置を講じること」を要請する。特に寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底を要請する。

(6) その他

- 事業者に対し、20時以降のネオンの消灯とイルミネーションの早めの消灯を行うよう働きかけを行う。

4 緊急事態措置の実効性を確保するための対応

- 県は、3(2)アの要請に応じた事業者に対し、別途定める基準に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給する。なお、2月8日以降は、県の感染防止対策取組書や市町村が作成する感染防止対策にかかるステッカーの掲示を支給の条件に加える。さらに、3月8日以降は、マスク飲食の推奨を条件に加える。

また、所管団体を通じた周知のほか、市町村と連携して、個別

の店舗を訪問するなど、時短営業の協力を要請する。

- チラシ、ポスター、ホームページ、SNSなど、あらゆる広報媒体を活用し、外出自粛要請等の周知を徹底する。

5 県機関の取組

- 県はテレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進める。
- 県民利用施設については、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に関わらず原則休館することを基本とし、個々の施設の実情に応じて適切な対応を図る。その状況については、別途県のホームページで広く周知する。

6 緊急事態宣言の解除後を見据えた県の取組

- 緊急事態宣言の解除後、再び感染が拡大することを防ぐため、県民に対し、外食時の「黙食」「個食」「マスク飲食」の徹底を呼びかける。

また、事業者に対し、店舗におけるアクリル板の設置等の飛沫対策の徹底を呼びかける。

- 緊急事態宣言の解除後、時短営業の要請については段階的に緩和する。

飲食店等に対する時短営業の要請は、3月31日までの間、5時から21時までとする。

7 その他

- 緊急事態措置により影響を受ける県民・事業者に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努める。
- 県民や事業者の様々な相談に応じるため、コールセンターによる相談体制を拡充する。
- 緊急事態措置の実施については、一都三県で連携する。

別表1 特措法第45条第2項に基づき、営業時間の短縮を要請する施設

施設の種 類	施 設	要請内容
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等 （宅配・テークアウトサービスは除く。）	5時から 20 時までの営業 時間短縮、 11時から 19 時までの 酒類提供
遊興施設 等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食 店営業許可を受けている店舗	

別表2 特措法によらない、営業時間の短縮の働きかけを行う施設
（外出を誘発し、飲食につながる可能性がある施設）

施設の種 類	施 設	働きかけの内容
遊興施設	（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 及び別途国が通知する施設を除く。）	5時から 20 時までの営業 時間短縮、 11時から 19 時までの 酒類提供
運動、 遊技施設	運動施設又は遊技場	
劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会・ 展示施設	集会場又は公会堂、展示場、 ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限 る。）、博物館、美術館又は図書館	
商業施設	物品販売業を営む店舗（1,000平米超） サービス業を営む店舗（1,000平米超）	

別表3 特措法第24条第9項に基づき要請するイベント開催の基準

時 期	収容率	人数上限
1月8日～3月21日	50%以内	5,000人

（注）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）

※ 上記のほか、国の事務連絡に基づき適宜対応する。

事業者の皆様へ

別紙

1 時短要請について

(令和3年3月21日までの間)

- 全県の飲食店に対し、5時から20時までの時短営業
(酒類の提供は11時から19時まで)
- 時短要請に応じていただいた店舗に対して、協力金を支給。その際感染防止対策取組書(市町村のステッカーを含む)などの掲示及び3月8日以降はマスク飲食の推奨を条件

2 企業におけるテレワーク時差出勤等の更なる徹底について

- 昼間の人流を抑制するため、出勤者数の7割削減を目指し、接触機会の低減に向けたテレワークやローテーション勤務の徹底
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底
- 従業員への基本的な感染防止対策の徹底や外出自粛、会食自粛の呼びかけ

3 イベントの開催制限について

- 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。
- 併せて20時までの時短営業や参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知（無観客で開催される催物等については営業時間の短縮の働きかけの対象外）

時期	収容率	人数上限
3月21日まで	50%以内	5,000人

※ 既存販売分については適用しない。

4 大学や学校への要請について

- 学生、生徒へ基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛の呼びかけ
- 感染防止のための所要の措置を講じること
- 寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底

5 その他（お願い事項）

- 飲食店の皆様はデリバリーやテイクアウトによる営業強化
- 店舗におけるアクリル板設置等の飛沫対策の実践
- 20時以降のネオンの消灯とイルミネーションの早めの消灯
- 感染防止対策取組書の掲示及び業種別ガイドラインの遵守

なお、緊急事態宣言解除後、時短営業については段階的に緩和します。
(3月31日までの間、5時から21時まで(予定))